

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

| 商号又は名称 | 代表者氏名 | 住 所 | 措置期間 |
|----------|-----------------|-------------------------|-------------------------------------|
| 株式会社久米設計 | 代表取締役社長 藤澤 進 | 東京都江東区潮見 2 - 1 - 2 2 | 令和6年3月 1日から 令和6年8月31日まで (6か月) |

2. 指名停止措置の範囲

益田市が発注する建設工事等について、指名停止とする。

3. 事実概要

株式会社久米設計の九州支社長等が、宮崎県串間市発注の消防庁舎新築の設計業務の入札に関し、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律等に違反した容疑で令和5年11月16日に宮崎県警に逮捕された。

4. 指名停止措置理由等

株式会社久米設計の九州支社長等が、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反により逮捕されたことは「益田市建設工事等入札参加資格者指名停止要綱」別表第2第6号に該当する。

よって、指名停止措置の期間は6か月とする。

〈指名停止要綱 別表第2〉

| 措 置 要 件 | 措 置 期 間 |
|--|-----------|
| (競売入札妨害又は談合) 6 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（前号に掲げる場合を除く。）。 | 6月以上24月以内 |